

## 第9章 事後調査計画

本事業の実施により周辺環境に及ぼす影響について把握し、予測・評価及び環境保全措置の内容の妥当性を検証することを目的とする。

事後調査の計画の概要は表 9-1-1～表 9-1-2 に示すとおりである。

また、事業実施に際して、事前配慮の内容及び環境保全措置の内容について、具体的にどのように反映したのかについても併せて報告を行うこととする。

表 9-1-1 事後調査計画の概要(供用時)

	項目	手 法
大気質	施設からのばい煙	<p>[調査事項] 排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類</p> <p>[調査方法] 硫黄酸化物 JIS K0103 に規定する測定方法 窒素酸化物 JIS K0104 に規定する測定方法 ばいじん JIS Z8808 に規定する測定方法 塩化水素 JIS K0107 に規定する測定方法 ダイオキシン類 JIS K0311 に規定する測定方法</p> <p>[調査地点] 煙突(各炉)</p> <p>[調査時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時) 1回</p>

	項目	手 法
騒音	工場騒音	<p>[調査事項] 騒音レベル</p> <p>[調査方法] 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 (昭和43年 厚生省・農林省、通商産業省、運輸省告示第1号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 事業予定地の敷地境界4地点</p> <p>[調査期間] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時) 24時間×1回</p>

	項目	手 法
振動	工場振動	<p>[調査事項] 振動レベル</p> <p>[調査方法] 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 (昭和51年 環境庁告示第1号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 工場騒音と同じ</p> <p>[調査期間] 工場騒音と同じ</p>

	項 目	手 法
低周波空気振動	低周波空気振動	<p>[調査事項] 1/3 オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベル</p> <p>[調査方法] 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」 (平成 12 年 10 月 環境庁大気保全局に定める方法)</p> <p>[調査地点] 工場騒音と同じ</p> <p>[調査期間] 工場騒音と同じ</p>

	項 目	手 法
悪臭	悪臭物質の濃度等	<p>[調査事項] 特定悪臭物質、臭気指数(臭気濃度)</p> <p>[調査方法] 特定悪臭物質 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号) に定める方法 臭気指数(臭気濃度) 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」 (平成 7 年 環境庁告示第 63 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 事業予定地の敷地境界 4 地点 煙突(各炉) 各棟の脱臭設備出口 受泥棟、し渣沈砂洗浄棟及び灰出し設備</p> <p>[調査期間] 施設供用時(本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時)のうち臭気が強いと感じられる時期(夏季)(1 日)</p>

	項 目	手 法
植物	植物への影響	<p>[調査事項] 植生の概要、緑被率、緑被面積</p> <p>[調査方法] 植栽実施結果、管理記録からの読みとり等</p> <p>[調査地点] 事業予定地</p> <p>[調査期間] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)</p>

	項 目	手 法
動物	動物への影響	<p>[調査事項] 陸生動物の概要、重要な動物種</p> <p>[調査方法] 資料調査 既存資料調査(ラムサール条約登録湿地に関する調査)から主に鳥類の状況を確認する。 現地調査 「自然環境アセスメント技術マニュアル」(1995年(財)自然環境研究センター)に準拠 哺乳類 フィールドサイン調査、トラップ調査 鳥類 ポイントセンサス調査、ラインセンサス調査 <u>任意直接観察法(日没後1時間の調査含む)</u> <u>主要な水鳥の状況調査(陸域部の利用状況調査)</u> 繁殖状況調査 は虫類・両生類 直接確認調査、<u>任意採取調査</u> 昆虫類 任意採取調査、バイトトラップ調査、ライトトラップ調査 クモ類 任意採取調査</p> <p>[調査地点] 事業予定地(約16ha)、稲永公園(約1.5ha)、空見緑地(約10ha)(ただし、鳥類相、鳥類の繁殖状況調査は調査対象区域(陸域部))</p> <p>[調査期間] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時) 哺乳類、は虫類・両生類、昆虫類、クモ類:春季、夏季、秋季の各1日間程度 鳥類:4季及び繁殖期各1日間程度</p>

	項 目	手 法
景 観	景観の変化の程度	<p>[調査事項] 主要眺望点からの景観</p> <p>[調査方法] 写真撮影</p> <p>[調査地点] 事業予定地周辺の4地点</p> <p>[調査時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)</p>

	項 目	手 法
廃棄物等	廃棄物の発生の程度	<p>[調査事項] 廃棄物(焼却灰、し渣・沈砂等)の発生量 廃棄物の再資源化の状況</p> <p>[調査方法] 管理記録(1年間)からの読みとり等</p> <p>[調査時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)の1年間</p>

	項 目	手 法
温室効果ガス等	温室効果ガス等の発生の程度	<p>[調査事項] 温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素) 燃料等使用量(都市ガス、電力、用水、高分子凝集剤及びポリ塩化アルミニウム)</p> <p>[調査方法] 排ガス中の二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素濃度及び排ガス量の測定、管理記録からの読みとり等より推計する。</p> <p>[調査時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)</p>

	項 目	手 法
日照障害	日影の影響の程度	苦情の有無とその内容を報告する。

	項 目	手 法
電波障害	テレビジョン電波障害の程度	苦情の有無とその内容を報告する。

表 9-1-2 事後調査計画の概要(工事中)

	項目	手 法
大気質	建設作業による粉じん等	<p>[調査事項] 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん</p> <p>[調査方法] 窒素酸化物 ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法(JIS B 7953)による 24 時間連続測定 浮遊粒子状物質 線吸収法(JIS B7954)による 24 時間連続測定 粉じん ハイボリュームエアサンプラー等による試料採取及び重量分析法</p> <p>[調査地点] 事業予定地敷地境界付近の代表地点(1 地点)</p> <p>[調査時期] 第 1 期工事及び西側施設工事の建設機械の稼働台数が最大となると考えられる 1 年間のうち 4 季(各 1 週間)</p>
	自動車排ガス	<p>[調査事項] 工事関連車両の走行台数</p> <p>[調査方法] 工事記録からの読みとり等</p> <p>[調査地点] 各出入り口(3 地点)</p> <p>[調査時期] 工事中</p>

	項 目	手 法
騒音	建設作業騒音	<p>[調査事項] 騒音レベル</p> <p>[調査方法] 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 (昭和 43 年 厚生省・建設省告示第 1 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 事業予定地の敷地境界代表地点(4 地点)</p> <p>[調査期間] 第 1 期工事:土木・建築工事(既設地下構造物撤去)、土木・建築工事、設備 工事の建設機械の稼働台数が最大となると考えられる時期(1 日) 西側施設工事:土木・建築工事、設備工事の建設機械の稼働台数が最大と なると考えられる時期(1 日)</p>
	道路交通騒音	<p>[調査事項] 騒音レベル</p> <p>[調査方法] 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に定める方法</p> <p>[調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道 3 地点</p> <p>[調査期間] 土木・建築工事(既設地下構造物撤去)、土木・建築工事、設備工事の工事 関連車両の走行が最大となると考えられる時期(1 日)</p>

	項 目	手 法
振動	建設作業振動	<p>[調査事項] 振動レベル</p> <p>[調査方法] 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 総理府令第 58 号)別表第 1 に定める方法</p> <p>[調査地点] 建設作業騒音と同じ</p> <p>[調査期間] 建設作業騒音と同じ</p>
	道路交通振動	<p>[調査事項] 振動レベル</p> <p>[調査方法] JIS Z8735 「振動レベル測定方法」に定める方法</p> <p>[調査地点] 道路交通騒音と同じ</p> <p>[調査期間] 道路交通騒音と同じ</p>

	項 目	手 法
水質	建設工事に伴う排水の程度	<p>[調査事項] 水素イオン濃度、濁度、浮遊物質量、鉛、砒素、ほう素及びびふっ素</p> <p>[調査方法] 「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年環境庁告示第 59 号) で定める方法及び簡易測定</p> <p>[調査地点] 敷地内の排水出口 (1 地点)</p> <p>[調査期間] 水素イオン濃度、濁度 排水期間中 (簡易測定による連続測定) 水素イオン濃度、濁度、浮遊物質量、鉛、砒素、ほう素及びびふっ素 建設工事中のうち排水期間中 (1 回/月)</p>

	項 目	手 法
地下水	地下水の水質の程度	<p>[調査事項] 鉛、砒素、ほう素及びびふっ素</p> <p>[調査方法] 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成 9 年度環境庁告示第 10 号) に定める方法</p> <p>[調査地点] 掘削部代表 6 地点 (既設地下構造物、受泥棟、第 1 汚泥棟、受電・ポンプ棟、 返流水処理施設及び焼却炉棟)</p> <p>[調査期間] 建設工事中のうち排水前に 1 回及び排水期間中 (1 回/月)</p>

	項 目	手 法
地盤	地盤沈下の程度	<p>[調査事項] 地盤変位の状況、地下水位の状況</p> <p>[調査方法] 水準点測量、観測井等による地下水位の確認</p> <p>[調査地点] 敷地境界付近の 4 地点</p> <p>[調査期間] 建設工事中のうち地盤沈下がほぼ完了する時期まで (1 回/月)</p>

	項 目	手 法
土 壤	有害物質の 土壌への負 荷の程度	<p>[調査事項] 有害物質の種類、環境基準超過土壌の処理方法、処理量及び環境基準超過の程度</p> <p>[調査方法] 環境基準超過土壌の処理方法及び処理量 工事記録より読みとり 有害物質の種類、環境基準超過の程度 「土壌汚染等対策指針」 (平成 15 年 名古屋市告示第 413 号)に基づく方法</p> <p>[調査期間] 建設工事中(掘削工事時)</p>

	項 目	手 法
動 物	動物(鳥類) への影響	<p>[調査事項] 陸生動物(鳥類)の動物相の状況 陸生動物(鳥類)の重要な種の状況</p> <p>[調査方法] 「自然環境アセスメント技術マニュアル」 (1995 年 (財)自然環境研究センター)に準拠 鳥類 ポイントセンサス調査、任意直接観察調査 湿地に生息する鳥類の事業予定地周辺の利用状況調査</p> <p>[調査地点] 事業予定地西側護岸、稲永公園、空見緑地及び調査対象区域(陸域部)も調査範囲とする</p> <p>[調査期間] 第 1 期工事及び西側施設工事の建設機械の稼働台数が最大となると考えられる時期(1 回/月程度)</p>

	項 目	手 法
廃 棄 物 等	廃棄物等の 発生の程度	<p>[調査事項] 建設廃棄物等の発生量 建設廃棄物等の再資源化の状況</p> <p>[調査方法] 工事記録からの読みとり等</p> <p>[調査時期] 建設工事中</p>

	項 目	手 法
温室効果ガス等	温室効果ガス等の発生の程度	<p>[調査事項] 二酸化炭素</p> <p>[調査方法] 工事記録からの読みとり等より推計する。</p> <p>[調査時期] 建設工事中</p>

	項 目	手 法
安全性	交通安全等への影響	<p>[調査事項] 工事関連車両の走行台数及び交通安全措置の状況</p> <p>[調査方法] 工事記録からの読みとり等</p> <p>[調査時期] 道路交通騒音と同じ</p>
	交通の状況	<p>[調査事項] 交通量</p> <p>[調査方法] 自動車交通量 数取器を使用し連続して交通量を調査する。 車種分類は、小型車類(乗用車、小型貨物車)、大型車類(普通貨物車、バス)とする。(なお、ASJモデル2003で使用できる分類で調査を行う)</p> <p>[調査方法] 歩行者交通量 数取器を使用し連続して調査する。</p> <p>[調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道3地点及び事業予定地東側歩道</p> <p>[調査期間] 通常時 国際展示場で催事が行われていない平日及び休日(日・祝日)について各1日 朝6時から22時まで 混雑時 国際展示場で催事が行われている休日(日・祝日)について1日 朝6時から22時まで</p>